

# 支給認定証(保育必要量)の変更申請について

今回お送りいたしました「支給認定証」につきまして、必要に応じ、「保育必要量」の変更が可能な場合がございますので、以下のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。  
※変更を希望される月の前月末までにお手続きいただきますようお願いいたします。遡っての変更はできませんのでご注意ください。

## 【保育必要量について】

	就労時間	保育時間	保育料
保育標準時間認定	1ヶ月120時間以上	7時～18時	通常保育料
保育短時間認定	1ヶ月64時間以上120時間未満	9時～17時	通常保育料から△1.7%減

### ① 保育短時間認定→保育標準時間認定への変更を希望される方へ

以下に掲げるケースに当てはまる場合、「保育短時間認定」を受けた方であっても「保育標準時間認定」への変更が可能です。

#### 【対象となるケース】

- ・移動時間（通勤、通学、介護等による移動時間）を含めた時、就労等の状況により毎週1日8時間以上の保育を必要とする場合
- ・移動時間（通勤、通学、介護等による移動時間）を含めた時、利用予定施設の定める保育短時間認定の保育開始時間より前から利用する必要がある場合
- ・移動時間（通勤、通学、介護等による移動時間）を含めた時、利用予定施設の定める保育短時間認定の保育終了時間以降も利用する必要がある場合

### ② 保育標準時間認定→保育短時間認定への変更を希望される方へ

希望される方はみなさん変更が可能です。

## 【変更の手続きについて】

上記①、②の変更を希望される方は下記のとおり、各区こども家庭課に「支給認定証」を持参のうえ、直接お越しください。

○保育所等、利用する施設が内定している方（又はすでに施設を利用している方）

⇒利用（予定）施設の所在する区のこども家庭課

※保育所等、利用する施設が決まっていない方（不承諾通知を受けている方）につきましては、利用施設内定後にお手続きいただきますようお願いいたします。

## お問い合わせ先

- ・中央区こども家庭課：221-2172
- ・花見川区こども家庭課：275-6197
- ・稲毛区こども家庭課：284-6137
- ・若葉区こども家庭課：233-8150
- ・緑区こども家庭課：292-8137
- ・美浜区こども家庭課：270-3150